

令和 8 年 度
丸亀市農地等利用の最適化の
推進に関する意見

令和7年10月20日

丸 亀 市 農 業 委 員 会

令和 8 年度丸亀市農地等利用の最適化の推進に関する意見

平素より本市の農業振興につきまして、格別のご理解とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

農業・農村を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、近年の異常気象や生産資材・エネルギー価格の高騰、さらに、関税をめぐる貿易戦争は農産品の輸出に影響を及ぼしかねないなど、先行き不透明な極めて厳しい状況です。

また、昨今の米不足による価格高騰や備蓄米放出等の報道を受け、国民の食と農業に対する関心が高まっており、今後、国では農業課題をはじめ、食料安全保障に向けた具体的施策の検討がより加速するものと考えます。

一方、本県の農業・農村の現況に目を移せば、販売農家数の減少が続き、基幹的農業従事者の平均年齢が 71 歳と全国平均より高く、担い手への農地利用集積率、荒廃農地率も全国に増して深刻な事態に直面しており、県では多様な農業人材認定制度の創設や農業支援グループの育成と支援措置等の独自施策を展開するほか、次期「香川県農業・農村基本計画」の策定に注力しているところです。

本市農業委員会としましても、令和 7 年 3 月に策定された地域農業の将来指針となる「地域計画」の実現を目指し、引き続き、耕作者不在農地の受け手の掘り起こし、農地の集積・集約化等に向けた農地利用の最適化を推進するとともに、市、農地機構など関係機関とより連携を図り、各種施策に取り組んでまいり所存です。

つきましては、「農業委員会等に関する法律」第 38 条第 1 項の規定により意見を提出いたしますので、令和 8 年度の施策立案並びに予算編成において格段のご配慮と、国・県に対しましても本市農業の持続的発展に向けた施策の展開を強く求めていただきますようお願い申し上げます。

1 担い手の育成、担い手への農地利用の集積・集約化について

令和 7 年 3 月、本市の地域農業の将来指針となる「地域計画」が策定され、その設計図である目標地図の実現を目指し、今後 10 年間で重要な位置付けになると考える。

本市では、策定時点における目標地図のカバー率（担い手が存在する農地の割合）が 4 割程度に留まっており、今後、地域の担い手への集積・集約化がより効率的に行われる仕組みづくりに向けて、農地機構、市、農業委員会など関係機関が役割分担を明確にし、連携を密にしながら取り組まなければならない。

そこで以下の項目を要望する。

- (1) 農地の貸借に関する相談や問い合わせが増える中、マッチング業務に関しては、農業委員・農地利用最適化推進委員が受け手候補者への戸別訪問等により新たな受け手の掘り起こしを行い、農地利用の最適化、また地域計画の実現に向けて重要な役割を担うこととなった。業務を推進していく上で、耕作者等が不在となる農地については、目標地図に位置付けられた担い手へのあっせん活動を優先的に考えつつ、その他兼業農家など多様な担い手へのアプローチが必要となるケースも発生しており、農地機構、市、農業委員会等関係機関が協力し、受け皿となる担い手の情報収集並びに情報提供により一層努めていただき、一つでも多く成果が上げられるよう調整されたい。

2 遊休農地等の発生防止・解消について

毎年 1 回の農地利用状況調査及び意向調査を実施するほか、日常的な見守りや声掛けなどにより、遊休農地の発生防止、早期発見・早期解消に努めているが、本市でも、特に山間部にかけて農地の荒廃化が進み、雑草が繁茂したまま放置されるなど、耕作放棄地が拡大している。

様々な事情により農地としての利用、あるいは維持・管理が困難となるケースが増え、周辺の営農や生活環境に悪影響を及ぼしている昨今、農業委員会等には管理不全農地に対して多くの苦情が寄せられている。

そこで以下の項目を要望する。

- (1) 遊休農地の解消と市民に農業に触れていただく機会を提供するため、遊休農地を活用した「地域農園」の運用が先進地事例として取り上げられている。地域住民や親子らが参加し、世代間交流や野菜作り体験などが楽しめるとし、地域の活性化にも寄与するものである。本市においても市民農園が開設されているが、一般的な区画貸しだけではなく、農業者が農作業を指導する体験型農園を増やすことで、耕作放棄地の再生だけではなく、将来の担い手の育成・確保が期待できることから、J Aをはじめ地元の農家さんにも協力を仰ぎながら、体験型農園の拡充等を図られたい。
- (2) 農業従事者の高齢化や担い手不足により、遊休農地の解消が思うように進まず、雑草・雑木の繁茂や害虫被害等による相談や苦情件数が増加傾向にある。こうした案件のほとんどの遊休農地では、雑草が相当程度伸び、通常の草刈り機では対応が困難な状況からハンマーナイフやフレイルモアなど専用の機具が有効な手段となる。このことから、J Aや農機具センターなどと協力し、当該機具の貸し出しやその費用に対する助成制度の創設等について検討をお願いしたい。

3 農業への新規参入等の促進について

日本の農業は様々な問題や課題に直面しているが、「人手不足」は最も深刻な問題として挙げられる。新たに「農業を担う者」を積極的に広く取り込み、新規就農者の育成や農業法人の設立、更には、兼業農家、定年後の就農希望者など多様な人材の確保・育成・定着を推進していくことが農地の維持、さらには、地域計画の実現や地域農業の発展に不可欠である。

そこで以下の項目を要望する。

- (1) 4月からスタートした地域計画では、将来の地域農業の在り方や農地利用の姿（目標地図）が明確化された一方で、10年後の耕作者を確保できていない農地が全国平均で約6割に上るという結果が出ている。本市においても、農業者の高齢化等で実際には将来の耕作者が不在となる事態がすでに生じていることから、地域外からの担い手確保にも目を向けながら、農業分野における関係人口の拡大をはじめ、移住者や農業法人、企業の参入を促すアプローチや施策について、今後、調査・研究等を進められたい。
- (2) 若い世代を中心に、今後、農業が魅力的な職業として捉えてもらえるような広報活動や情報発信が重要となる。丸亀市が全国に誇れる農産物や、他県に比べて台風や大雨等の災害が少ないなど、本市の強みを積極的に発信していく必要があると考える。県内でも大学生向けの就職相談会をはじめ、都市部でのUIターンや移住相談会を開催されているが、そうした場などを活用し、認定農業者や農業法人の方にも協力してもらい、実際に農業に携わる方たちから農業のやりがいや働き方、生計の立て方などを直接伝える機会等の創出を検討していただきたい。

4 その他

地域計画が策定され、丸亀市の農業を将来に渡り維持、発展させるため、様々な障害の克服や、新たな試みが必要となる。

そこで、以下の項目を要望する。

- (1) 市やＪＡが開催する農業関連イベント等において、市や農業委員会、農地機構が共同でブースを設け、地元農産品のＰＲや販売に合わせ、農業全般に関する相談窓口、例えば、新規就農者への支援や農機具購入時の補助金制度の周知・啓発、また、農地に関する貸借の仕組みや手続き等の相談など、市民の農業に対する関心や知識の向上に努め、地域農業の振興につながるよう対策を図られたい。
- (2) 昨今の米不足や米価の上昇、また、猛暑など気候変動による野菜価格の高騰が新聞・テレビで取りざたされているが、国民に農業の現状を広く知ってもらい、食と農の大切さを理解していただく良い機会と捉える。農業従事者の所得や経営保障、また、食料の安定供給が保持されるよう生産者・消費者にとって適正な農産物の価格形成、そして生産者へのきめ細やかな支援など、若い担い手が将来に希望をもてる抜本的な改善策を早急に検討していただけるよう国・県に要請されたい。